

令和 3 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

令和 3 年度川崎市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 81,497 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 320,610 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 3 年 9 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳 入 歳 出

歳 入

款	項
1 繰 入 金	
	1 繰 入 金
2 繰 越 金	
	1 繰 越 金
4 市 債	
	1 市 債
歳 入	合 計

歳 出

款	項
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費
歳 出	合 計

予 算 補 正

補 正 前 の 額	補 正 額	計
16,080 ^{千円}	12,458 ^{千円}	28,538 ^{千円}
16,080	12,458	28,538
30	44,123	44,153
30	44,123	44,153
—	24,916	24,916
—	24,916	24,916
239,113	81,497	320,610

補 正 前 の 額	補 正 額	計
239,113 ^{千円}	81,497 ^{千円}	320,610 ^{千円}
239,113	81,497	320,610
239,113	81,497	320,610

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	千円 24,916	政府資金から普通貸借 による。	無利子	母子及び父子並び に寡婦福祉法に定 めるところにより 償還する。